

有期の大学教員による受託研究等受入れのガイドライン

平成 20 年 6 月 10 日制定

平成 24 年 3 月 2 日改正

平成 28 年 2 月 23 日改正

(目的)

第 1 条 このガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）は、慶應義塾大学受託研究等受入れ規程第 8 条第 2 項における、有期の大学教員を研究代表者として受託研究等を受入れる場合の判断の基準を示すものとする。

(定義)

第 2 条 本ガイドラインにおける「有期の大学教員」とは、任免規程第 6 条第 1 項の定めに基づき、有期契約により任用された常勤または非常勤の大学教員とし、種別は「慶應義塾有期契約教員就業規則」による。

(条件)

- 第 3 条 ① 非常勤の大学教員は、原則として研究代表者となることができない。
- ② 有期で常勤の大学教員が研究代表者として受託研究等を受け入れられる場合の条件は、次の各号とする。
- 1 雇用契約時に決められた義塾の本来職務に支障のないこと。
 - 2 責任をもって研究遂行できる能力と十分な研究環境があること。
 - 3 受託研究等の契約期間は当該教員の雇用契約上の任用期間内であること。なお、本来職務の必要上、任用期間が更新された場合は、更新された任用期間内において、受託研究等の契約を再度行うことができるが、受託研究等の都合により任用期間を延長とすることはできない。
- ③ 前項のほか、常勤者の種別による原則を次のように定める。
- 1 客員教員
所属部門長の許可による。
 - 2 訪問教員（招聘）
教育が主たる本来職務であると考えられるため、原則としては研究代表者になることはできないが、教育の効果が期待できる場合など、特段の事情により所属部門長が許可することができる。
 - 3 教員（有期）、助教（有期）
所属部門長の許可による。
 - 4 特任教員

次に掲げる条件を満たした上で、所属部門長の許可による。

1) 当該特任教員の任用の財源である研究資金提供元が、他の研究資金の研究代表者となることを許容していること。

2) 受入教員が、以下の点を了解していること。

ア 当該特任教員の任用の財源である研究資金の研究（本来職務）の遂行に支障がないこと。

イ 当該特任教員が研究代表者になる場合、当該研究の遂行とルールの遵守に受入教員が責任を持つこと。

3) 当該特任教員と委託者等との利益相反などについては特に留意し、防止に努め、透明性を確保し、社会的説明責任を果たさなければならないこと。

④ 有期の大学教員が研究代表者として受託研究等を受け入れた場合は、義塾における研究活動として、義塾の諸規程・ガイドライン等に沿って研究を遂行しなければならない。

(適用)

第 4 条 本ガイドラインに拠りがたい場合は、部門において、リスクマネジメントに関し十分留意した上で、研究担当常任理事と協議の上、別途決定することができる。

(雑則)

第 5 条 本ガイドラインに定めるもののほか、有期の大学教員を研究代表者として受託研究等を受入れる場合に関し必要な事項は、研究担当常任理事により別に定めることができる。

(ガイドラインの改廃)

第 6 条 このガイドラインの改廃は研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て、塾長が決定する。

附 則

① このガイドラインは、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

② このガイドラインは、施行後 1 年を目途に見直すものとする。

附 則 (平成 24 年 3 月 2 日)

このガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日)

このガイドラインは、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。